

# 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業 業 務 方 法 書

平成 15 年 11 月 17 日群馬県指令蚕園第 428-8 号

平成 26 年 8 月 28 日群馬県指令蚕園第 436-3 号

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会（以下「協会」という。）が行う野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もって、その業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の方針)

第 2 条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他の関係機関との緊密な連携の下に、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

## 第 2 章 納付金の納付

(業 務)

第 3 条 協会は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が野菜生産出荷安定法（昭 4 1 和年法律第 1 0 3 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の生産者補給交付金又は生産者補給金若しくは法律第 12 条の交付金（以下「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるための財源として指定野菜価格安定対策資金又は契約指定野菜安定供給資金（以下「野菜生産出荷安定資金」という。）を造成する場合において、群馬県に所在する法第 10 条第 1 項の登録出荷団体又は登録生産者（2 以上の県の区域内において、野菜指定産地の区域をその区域等の全部又は一部とする登録出荷団体又は登録生産者にあつては、登録出荷団体の長又は登録生産者が群馬県の区域に生産者補給交付金等に関する事務を委託して行わせようとする者。以下「登録出荷団体等」という。）に対して生産者補給交付金等として交付することを条件として、機構に対し納付金を納付するものとする。

(納付金の納付等)

第 4 条 納付金の納付は、機構の業務方法書の定めるところにより機構から納付金の納入通知を受けた場合に、機構に対して行うものとする。

2. 前項の納付金の金額は、機構の業務方法書の定めるところにより機構に承諾された登録出荷団体等の生産者補給交付金等の交付に関する申込みに相当する額とする。

3. 登録出荷団体等は、前項の申込みを行うときは、あらかじめ、当該申込みを行うことについて群馬県に連絡しなければならない。

## 附 則

この業務方法書は、群馬県知事の承認のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。